屋久島高等学校 いじめ防止基本方針

いじめ対策の達成目標

生徒が安心して高校生活を送ることができるようにする。

- ① いじめ問題(未然防止・早期発見・対処)は学校全体で組織的取り組む。
- ② 人権尊重の大切さを伝え、校則・ルール・マナーなどを守る態度を育成する。
- ③ 授業・課外活動・生徒会活動などを通して生徒の自己有用感を高める。
- ④ 全職員で「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為であるという姿勢を共有し、

生徒にも「いじめを絶対にしない」態度・能力を身につけさせる。

いじめ防止対策委員会

【構成】 管理職,教務主任,生徒指導主任,学年主任,該当生徒の担任,養護教諭,教育相談係

- 【内容】 ・ 年間を通した取り組みについて検討する。
 - ・ 年間の活動を検証し、次年度の計画の作成する。
 - ・ 事実関係の正確な調査と把握する。
 - ・ 被害者,加害者または全体に対して,具体的な指導方針の決定する。
 - ・ 保護者と連携をとりながら、いじめの解決指導を行う。
 - 必要に応じて警察等関係機関と連携をはかりながら、解決指導を行う。
 - 事態収束後の継続指導,経過観察などを行う。
 - ・ いじめ防止に係る研修会の企画・立案をする。

保護者との連携

- PTA総会
- 学年PTA
- 学級PTA
- 保護者説明会
- 三者面談

学校の取り組み

〇 未然防止

- ・ 生徒会によるいじめ防止活動
- ・ 体験活動を通した人間関係づくり
- ・ いじめを許さない, 見過ごさない雰囲気づくり
- 規範意識の高揚
- 教育相談の充実
- ・ モラル教育の充実
- 人権教育の充実
- ・ コミュニケーション能力の育成
- 授業を通した啓発活動
- ・ 生徒・保護者が相談しやすい環境づくり

〇 早期発見

- アンケートの実施(毎月)
- 教育相談の実施(年3回)
- ・ 教員による生徒観察
- ・ マイミライノートや学級日誌から判断
- · 学年会,生徒指導係会での情報共有
- ・ 生徒支援委員会における検討・分析
- 保護者や地域との連携

〇 対処

- ・ 被害者,加害者へのケア及び指導
- ・ スクールカウンセラーの活用
- 保護者との連携
- 事態収束後の継続指導,経過観察
- ・ 委員会での振り返り

関係機関との連携

- 県教育委員会
- スクールカウンセラー
- 学校関係者評価委員会
- 警察署
- 児童相談所